



## 無料・低額 診療制度 のご案内

当院および関連診療所  
は認可医療機関です



### 無料低額診療申請件数

当院では2009年6月から「無料低額診療事業」を開始しました。「お金のあるなしで医療が差別されてはいけない」という信念のもとで、差額ベッド料を徴収せず、困難を抱えた人たちの「最後のよりどころ」として医療や介護に関する相談活動をすすめています。

#### [\\*無料低額診療事業の詳細はこちら](#)

国民の経済格差が社会問題となる中、年金額の減少、雇用問題、社会保障の自己負担増等により、市民の暮らしはいっそう深刻になってきています。その結果、医療費の支払い困難な為に治療中断、保険料が支払えなくて保険証が発行されず、手遅れになる患者さんが増えてきており、命や健康を守る私たちにとっては心が痛みます。

当院では「よろず相談室」を院内に設置し、無料低額診療以外にも様々な相談にソーシャルワーカーが対応しております。医療費に関するご相談や、福祉助成制度に関するご相談、その他各種ご相談は、お気軽にご連絡ください。

#### 開始からこれまでの申請件数

※のべ件数 ( ) は実人数 ※みどり病院、すこやか診

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
102	62	34	42	32	41	49	32	26	32	43	19	36	24
(38)	(14)	(13)	(20)	(12)	(21)	(22)	(8)	(12)	(18)	(20)	(11)	(12)	(8)

#### 【今年度取り組んだこと・最近の特徴】

2021年以降、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、経済的困難から生活困難につながり、不安な気持ちで過ごす方は多い状況です。相談室にも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、仕事が少なくなり収入が減った方や今の生活が不安でどうしたらよいかといった相談が寄せられます。その中で、無料低額診療事業は「受療権を守る」ものとして、求められる役割はますます大きくなっていると感じております。

この間、利用や相談につながるよう、各自治体に無料低額診療事業の紹介をしてきました。2022年度の無料低額診療事業利用実績の6割が自治体からの紹介という状況でした。

また、2019年より、外国籍の方の相談（入国管理局に収容され、仮放免中の受診依頼等）が増加しています。（2019年(3名) 2020年(1名) 2021年(0名) 2022年(1

## 名)が利用)

医療機関受診が必要と判断されれば、収容施設から仮放免となりますが、無保険で収入がないため病院にかかることができない状態です。不法滞在とみなされているため、公的な制度の対象とならず、無料低額診療で対応するしかないのが現状であり、全国的に対応に苦慮する事態となっています。

そのほか、無料低額診療事業の相談から、以下の利用に結びつかなかったケースについて、今後の課題となっています。

- コロナ禍で生活に困窮する年齢の若い方がネット検索で無料低額診療事業を知り、当院に問い合わせをされるケースが増えています。周りに相談できる人がおらず（同居する家族であっても）一人で問題を抱え込んでいる方も多くみえます。
- 薬局はこの事業の対象でないため、薬代は本人負担となります。それがネックになり来院に至らないケースもあります。特に薬代が高い糖尿病患者にとっては大きな問題となっています。
- 当院にない専門科の受診を希望される場合、対応できないことが多くあります。
- 来院手段が公共交通機関のみの場合、当院にたどり着くまでに時間とお金がかかり、受診を断念する場合があります。生活困窮者自立支援窓口が介入し、事前の情報共有や、受診同行でスムーズな対応につながったケースがありました。